

一般社団法人高知県作業療法士会 会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人高知県作業療法士会定款第2章第8条（会費）に基づき、会員の会費等について定めるものとする。

(正会員の会費)

第2条 一般社団法人高知県作業療法士会定款第2章第8条（会費）に規定する会費は、正会員にあっては、年額 7,000 円とする。尚、四国支部費 1,000 円と併せ 8,000 円となる。

(賛助会員の会費)

第3条 賛助会員の会費は、別に定める「賛助会規程」によるものとする。

(会費の納入期限等)

第4条 会費の納入は、原則として当該年度6月末日に、届け出のあった口座よりの引き落としとする。

ただし、四国銀行に口座を所有しない正会員に関しては、別途申し込むことにより、郵便振替にて対応する。

また、新規加入会員については、入会時に口座の届出を行い順次、引き落としを実施する。

会費の納入は、当該年度の9月末日までとする。9月末日をもって納入なき場合には、正会員の資格を喪失するものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この規程は、平成27年1月14日から施行する。